

東京都

町地内

形質変更時要届出区域

別図のとおり(大田区羽田

旭

次

目

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

………(環境局環境改善部化学物質対策課 $\overset{\smile}{:}$

○東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴 く会の開催…………(環境局総務部環境政策課

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出………

(産業労働局商工部地域産業振興課)…

東

告

示

●東京都告示第六百四十号

う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 ŋ 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお 第六条第二項の規定により、 ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条 土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ 次のとおり告示する。

令和五年五月八日

1

東京都知事 小 池 百 合子

害物質の種類

鉛及びその化合物

ない特定有害物質の種類 九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合してい 善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十 (「別図」 は省略し、

●東京都告示第六百四十一号

ŋ 第一 第六条第二項の規定により、 う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条 項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお 土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ 次のとおり告示する。

令和五年五月八日

東京都知事 小 池 百 合 子

別図のとおり(江戸川区松江

丁目地内

形質変更時要届出区域

物、 に適合していない特定有害物質の種類 九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準 善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。 及びその化合物並びにほう素及びその化合物 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有 (「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改 水銀及びその化合物、 砒素及びその化合物、 六価クロム化合 ふっ素

公 告

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見

その図面を東京都環境局環境改

十六号)第五十六条第一項の規定に基づき、東京都市計画 道路都市高速道路第一号線 る環境影響評価書案及び見解書の内容について都民の意見 を聴くため、次のとおり都民の意見を聴く会を開催する。 東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九 令和五年五月八日 を聴く会の開催について (新京橋連結路)建設事業に係

鉛及びその化合物

東京都知事 小 池 百合子

日時

令和五年六月十六日 (金曜日) 午後 一時開始

 \equiv 場所

京橋プラザ区民館 多目的ホール

中央区銀座一丁目二十五番三号

三 公述申出の方法等

すること。 ビス(以下「電子申請サービス」という。)により提出 自治体共同運営サービスにより提供される電子申請サー 次のことを記載した公述申出書を令和五年五月二十二日 (月曜日) までに公述申出先へ持参、 都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、 郵送又は東京電子

氏名 民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の 他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び東京都 の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都 氏名 (振り仮名を付すこと。)、住所及び役職名)並 (振り仮名を付すこと。)及び住所 (法人その \triangleright

(第1	7812 ⁻	글)								東	京	者	ß :	公	報				令	和5	年5)	月8日	(月	曜日)	2
なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午後一	帯して会場へ入場すること。 傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携	七 傍聴の方法	□ 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。	る。	いて、環境の保全の見地からの意見を述べるものとす	○ 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容につ	六 公述の範囲及び公述時間	三 公述人を選定したときは、申出人に通知する。	により公述人を選定する。	□ 公述しようとする者が多数あった場合には、抽せん	─ 公述人の数は、二十五人程度とする。	五 公述人の選定	t/reading_guide/index.html	https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessmen	ホームページアドレス	入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。	二 電子申請サービス	番一号 東京都庁第二本庁舎十九階	郵便番号一六三-八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八	当	東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担	(一) 持参又は郵送	四 公述申出先	⊝ 公述しようとする意見の要旨(八百字以内)	□ 対象事業の名称	びに連絡先(自宅又は勤務先等)の電話番号
三 設置者名 独立行政法人都市再生機構	一号	一 店舗名 竹の塚第三団地第1号棟	東京都知事 小 池 百合子	令和五年五月八日	に到着するよう提出してください。	局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	添えて、令和五年五月八日から四月以内に東京都産業労働	あっては所在地)巨意見を述べる理由」を記載した書面を	にあっては団体名及びその代表者の氏名)□住所(団体に	とする者は、意見の内容を記載した書面に「戸氏名(団体	なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう	その届出及び添付書類を縦覧に供する。	準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、	舗の変更について届出があったので、同条第三項において	「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下	ついて	大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に		電話番号〇三(五三八八)三四三九(直通)	東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当	九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先	ない。	公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催し	八 注意事項	時三十分から会場入口において先着順に交付する。
三二設署	二店鋪	- - - - -				十六経			十五経		十四路	十三足	十二亦		十一一亦		十変	称業	九変面		八変雨	七変更前	六 変更後	五変更前		四設置
設置者名	店舗所在地	1/1				縦覧時間			縦覧期間		縦覧場所	届出日	変更日	者の代表者名	変更後の小売業	の代表者名	文前の小売業者	の氏名又は名	変更を行った小売	代表者名	変更後の設置者の	代表者名変更前の設置者の	交後の店舗名	で前の店舗名		設置者住所
株式会社ケーズホールディングス	十ほか足立区伊興本町二丁目二十六番地	グランランジ 大五个	(反称) ケーズデンキ昆立ケノ冢	H ES Y	寺までを余く。 分まで。ただし、正午から午後一	午前九時三十分から午後四時三十	第十号)に定める休日を除く。	関する条列(平戊元拝東京部条列)日まで。ただし、東京都の休日に	令和五年五月八日から同年九月八	一号)	辰興課(新音Z西斯音二丁目八番 東京都産業労働局商工部地域産業	令和五年三月二十九日	令和五年三月二十九日ほか		乾哲也	<u> </u>	豊田・精彦		イオンマーケット株式会社		倉上 卓也	上西 郁夫	竹の塚第三団地第1号棟	竹の塚第3団地1号棟	十番地	神奈川県横浜市中区本町六丁目五

3 令和5年5月8日(月日	翟日)	東京都	公 報		(第17812号)
五四三二一	十 四	† † = + = =	十 十 九	八七	六 五四
店舗名 店舗所在地 設置者住所 変更前の設置者住	縦覧時間	縦覧期間 間 所	変更後の小売業者	の住所変更前の小売業者の氏名又は名数の氏名又は名	所 変更前の設置者住 所 変更前の設置者住 所 変更前の設置者住
大・一ズデンキ足立一ツ家店	時までを除く。 時までを除く。 に定める休日を除く。 第十号)に定める休日を除く。 第十号)に定める休日を除く。	日まで。ただし、東京都の休日に令和五年五月八日から同年九月八一号)	日 一丁 ル目 デ七	十号(株式会社ケーズホールディ茨城県水戸市柳町一丁目十三番二株式会社ケーズホールディングス	茨城県水戸市城南二丁目七番五号 十号 、
八七 六 五 [十四	\equiv \equiv $-$	十 九 八	七六
変更前の小売業者 の氏名又は名称 の氏名又は名称 の氏名又は名称 の氏名とは名称	店舗名店舗名	縦 覧 時間	縦 覧 場 明 間	変更前の小売業者 の住所 の住所 変更後の小売業者	称 業者の氏名又は名 変更を行った小売 所 変更後の設置者住
今和四年一月六日今和四年一月六日今和四年一月六日	工艺区、17-1-17-17-17-17-17-17-17-17-17-17-17-17	時までを除く。 時までを除く。 に定める休日を除く。 第十号)に定める休日を除く。	。 年 五 所 イ 三 た 方 月 イ 元 月 八 二 た た し た し た し た り し た り た り し た り し た り し り し	令和四年八月一日 茨城県水戸市城南二丁目七番五号 十号 大城県水戸市城南二丁目七番五号	株式会社ケーズホールディングス茨城県水戸市城南二丁目七番五号
+ +			四三二一	+	十 九
縦り、大きをは、大きをは、大きをは、大きをは、大きをは、大きをは、大きをは、大きをは		変更後の小売業者の氏名又は名称の氏名又は名称	設置者名 地	縦覧時間	縦 覧 期 間 所
名	令和四年一月六日	合同会社西友株式会社西友	号	時までを除く。第十号)に定める休日を除く。第十号)に定める休日を除く。第十号)に定める休日を除く。	日まで。ただし、東京都の休日に 一号) 一号) 一号) で、ただし、東京都の休日に 日まで。ただし、東京都産業 東京都産業労働局商工部地域産業

_	(第17812号)	東	京	都	公	報	令和5年5月8日	(月曜日)	4
—————————————————————————————————————									
雷 亩 亩									
話京									
都 ○ 新									
三宿区									
五点									
二帮京									
発 電話 ○三(五三二一)一一一(代) 郵163-8001									
一直									
一番									
代 号 都									
郵便番号									
163-8001									
定価									
一 本 箇 号									
(郵送料を含む。) 中									
送六									
料 た 六									
含の三かの									
<u>。 所</u>									
印刷所_									
電東勝									
都美									
○ 文									
八出刷									
三丁株									
五目二十式									
(代世)									
<u> </u>									
電話 〇三(三八一二)五二〇一(代) 東京都文京区白山一丁目十三番七号 番113-0001									
リサイクル適性の	<u> </u>								